

詳しくなりがちな法律の知識を、楽しく、わかりやすく解説してくださる弁護士・木村晋介先生。

今回のテーマは、契約解除といった家主側が家賃を受け取れない場合などで使われる「供託」についてです。

供託への対応と対策について

供託されたときの適切な対応方法や、できれば避けたい供託を上手に回避する技ありテクニックとは…？

家賃の支払いをめぐって、家主と賃借人の間でもめごとが起こつたときなど、時として使われるのが「供託」という手段である。

供託というと、なにか「法務局に家賃を代わりに受け取つてもらう」といったイメージがある。もちろんそれが間違いというわけではないのだが、法律的には、何らかの事情で家賃が支払えない、または受け取つてもらえないときには支払ったのと同じ効果を認めてもらいうための制度なのである。

支払ったのと同じ効果といふのは、もう少し詳しく言うと、供託した分について賃借人の家賃の支払い義務がなくなるということと家主側からの債務不履行を理由にする解除や、滞金の請求などから免れるということだ。

賃の増額を請求したとか、賃借人に明け渡しを求める理由があつて明け渡しを求めているなどで、今までどおりに家賃を受け取れないと受け取りを拒否した場合だろう賃借人はほとんどの場合、今まで

があることを、文書（できれば内
容証明）などではつきりさせてお
くことなのだ。

ましたので、その払い渡しを受け
ますが、これは値上げした賃料
(〇年〇月分より×××円)の一

「供託金につきましては、明け渡し請求後の賃料相当損害金として払い戻しいたします」などと明記

しておくこ^トとしておけは、家主側も安心というわけだ。

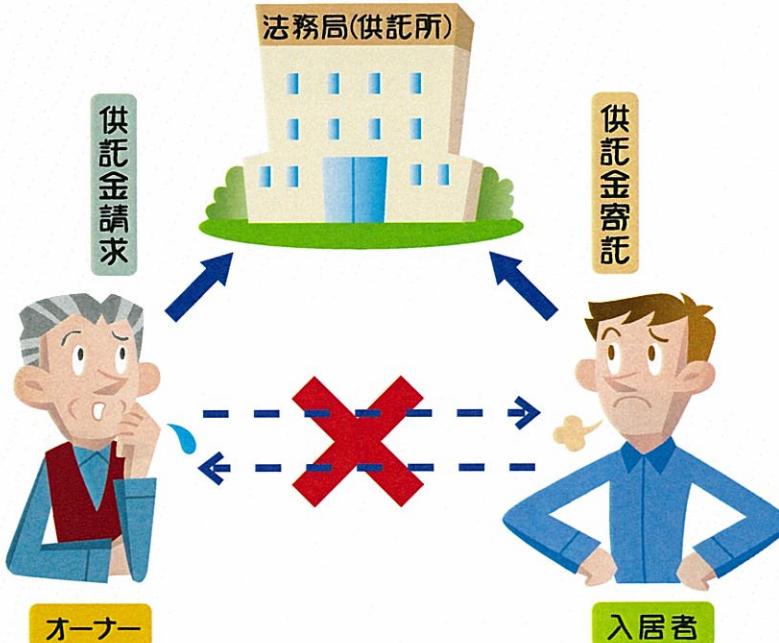
を法務局まで取りに行くこと自体
かなり面倒なことだと思える。そ
うなのだ。まず、賃借人とのもめ

ということ自体を避ける方法はないのだろうか。ここが考えどころなのである。

家賃の値上げ請求を依頼された場合、通知の中に概ね次のような文を入れる。

のところに、法務局から供託通知で知られる。この通知書に、実印と印鑑証明を持って法務局の供託課に行き、備え付けの供託金払込書に必要事項を記入すれば、供託金を受け取ることが出来る。ただし、ここで家主さんが心配なのは、賃借人が供託した額を受け取ったのでは、値上げ請求を放棄して、その供託額でいいと認めたことにならないか。あるいは、明け渡しを求めているのに、それを引っ込んだと取られないと、ということだろう。実際そうしたことを見たときに、多くの見受けられる。

しかし、これは要らない心配なのである。供託金を受け取つても、家主が、今までの主張を引っ込めると取られるわけではない。ポイントは、供託金の払い渡しを受け取る前に、家賃の値上げの意思があることや、明け渡しを求める意思



A black and white portrait of Shigeo Takada, a middle-aged man with glasses, wearing a suit and tie, looking slightly to his left.

木村晋介氏

きむらしんすけ
1945年、長崎県生まれ。'67年中央大学卒業。'70年弁護士開業。木村晋介法律事務所所長。大学在学中、作家の椎名誠氏らと同じ下宿で共同生活を送る。軽妙なおしゃべり!と文章でマスコミでも人気を博す。消費者問題や犯罪被害者支援、プライバシー問題などで知られる。